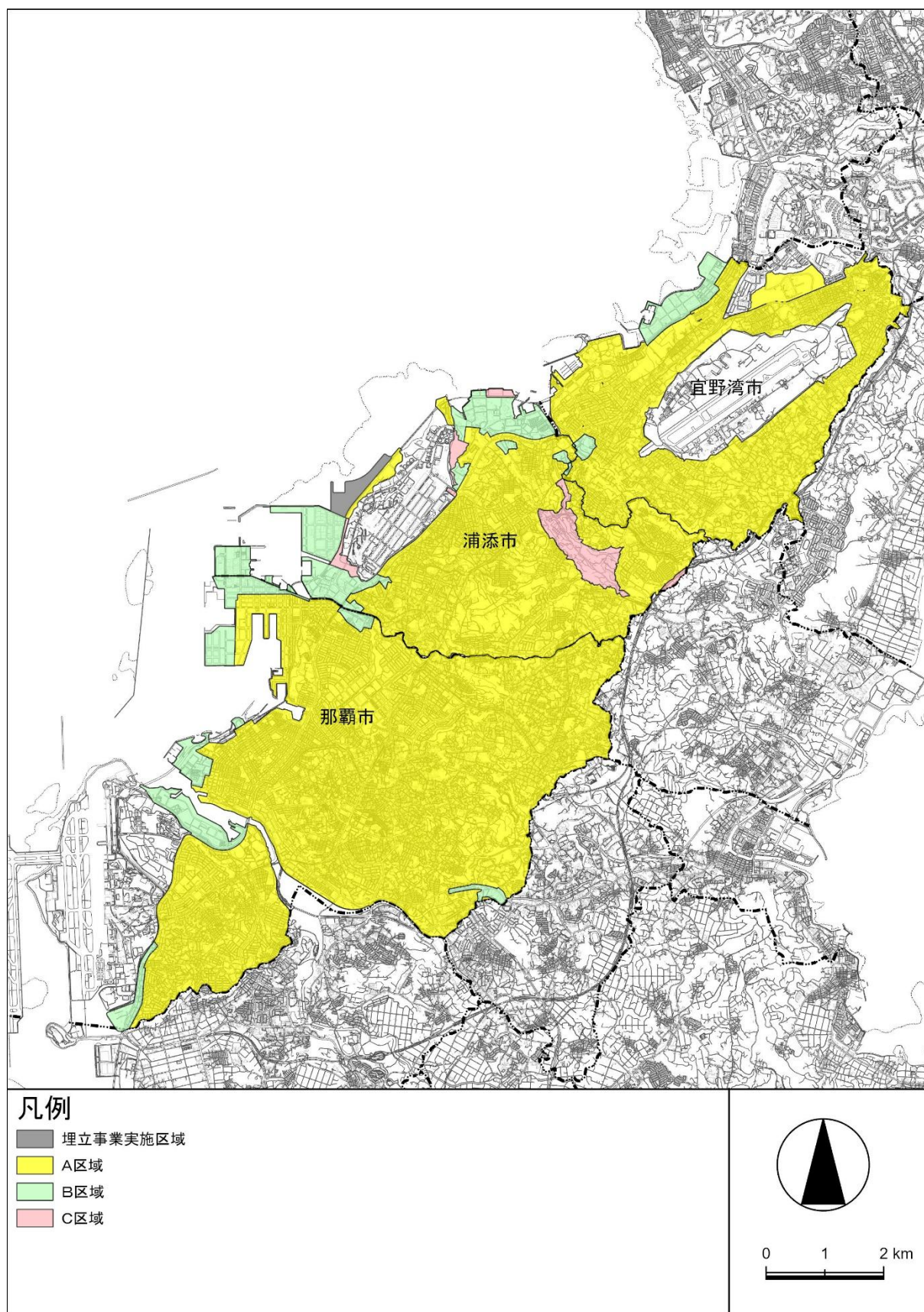




出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 499 号 平成 27 年 3 月 18 日）、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 42 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.18 悪臭防止法に基づく地域指定状況

(オ) 水質汚濁に係る規制

水質汚濁防止法に基づき、特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業場に対して排出水に関する基準が設定されている。

排水基準を定める総理府令で定める全国一律の排水基準である有害物質に係る排水基準は表 3.2.50 に、その他の汚染状態に係る排水基準は表 3.2.51 に示すとおりである。

なお、関係 3 市では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」により那覇港海域の一部と国場川水域が規制されており、上乘せ排水基準は表 3.2.52 及び表 3.2.53 に示すとおりである。水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.2.13 に示すとおりである。

表 3.2.50 有害物質に係る排水基準

No.	有 害 物 質	許 容 限 度
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.2 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チラウム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域への排出 230 mg/L 海域以外の公共用水域への排出 10mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域への排出 15mg/L 海域以外の公共用水域への排出 8mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

注：1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「昭和46年6月21日総理府令第35号（最終改正 令和7年7月1日環境省令第17号）」

表 3.2.51 その他の汚染状態に係る排水基準

No.	項 目	許 容 限 度
1	水素イオン濃度 (pH)	海域への排出の場合 5.0 以上～9.0 以下 それ以外の水域への排出の場合 5.8 以上～8.6 以下
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
3	化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
4	浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30 mg/L
7	フェノール類含有量	5 mg/L
8	銅含有量	3 mg/L
9	亜鉛含有量	2 mg/L
10	溶解性鉄含有量	10 mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
12	クロム含有量	2 mg/L
13	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
14	窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
15	リン (りん) 含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

- 注：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号（最終改正 令和 7 年 7 月 1 日環境省令第 17 号）」

表 3.2.52 那覇港海域に係る上乘せ排水基準

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質質量	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

注：1. 「特定事業場」とは、法第2条第2項に規定する施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。

2. 第1項から第6項までの上乘せ排水基準は、当該各項に掲げる公共用水域に水を排出する特定事業場に係る排水について適用する。ただし、第1項から第6項までの表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に係る施設の面積又は排水量について特別の定めがある場合にあっては、当該特別の定めに関する特定事業場について適用する。

3. 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。

4. 「令」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）をいう。

5. 「排水量」とは、特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。

6. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

7. 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度の単位は、排水1リットルにつきミリグラムとする。

8. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

9. 第1項から第6項までの表の特定事業場の区分欄で区分された特定事業場に係る排水についてそれぞれの表の項目及び許容限度欄に許容限度を定めていない項目の当該排水に係る当該項目の許容限度は、法第3条第1項の排水基準の定めるところによる。

10. 特定事業場の所在地が下水道処理区域となった場合における当該特定事業場に対する下水道処理区域内に所在する特定事業場に係る上乘せ排水基準は、当該特定事業場が所在する地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後3年を経過した日から適用し、同日前においては、下水道処理区域外に所在する特定事業場に係る上乘せ排水基準を適用する。

出典：「昭和50年7月9日沖縄県条例第37号（最終改正 平成20年12月26日条例第44号）」

表 3.2.53 国場川水域に係る上乘せ排水基準

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素 イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素 要求量		浮遊物質質量	
				日間 平均	最大	日間 平均	最大
下水道処理区 域内に所在す る特定事業場	令別表第 1 各号に掲げる施設のいずれ かの施設を設置する特定事業場（以下 「すべての特定事業場」という。）		6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
下水道処理区 域外に所在す る特定事業場	令別表第 1 第 1 号の 2 （イに係る部分に限る。） に掲げる施設を設置する 特定事業場（以下「養豚事 業場」という。）	排出水量が 50 立方メートル 以上のもの		50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル 未満のもの		80 以下	100 以下	100 以下	150 以下
	令別表第 1 第 7 号に掲げる施設を設置 する特定事業場（以下「砂糖製造事業場」 という。）		6.5 以上 8.5 以下	10 以下	20 以下	70 以下	90 以下
	令別表第 1 第 74 号に掲 げる施設（豚房施設から 排出される水のみを処 理する施設に限る。）を 設置する特定事業場（以 下「豚房排水処理施設設 置事業場」という。）	排出水量が 50 立方メートル 以上のもの		50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル 未満のもの		80 以下	100 以下	100 以下	150 以下
	令別表第 1 各号に掲げる施設を設置す る特定事業場のうち、養豚事業場、砂糖 製造事業場又は豚房排水処理施設設置 事業場以外の特定事業場であって、排出 水量が 20 立方メートル以上のもの		6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

注：注釈は表 3.2.52 の注 1～10 に示すとおりである。

出典：「昭和 50 年 7 月 9 日沖縄県条例第 37 号（最終改正 平成 20 年 12 月 26 日条例第 44 号）」

3) その他の基準

(ア) 水産用水基準

水産動植物の正常な生息・生育及び繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値を損なわないための基準として「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）があり、水質、底質に対し、それぞれ表 3.2.54～表 3.2.60 に示すように基準が設定されている。

表 3.2.54 水産用水基準（水質）

①有機物（COD）	
一般の海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域における望ましいCOD _{OH} （アルカリ性法）の基準値は一時保留とした。	
②全窒素、全リン	
水産1種	全窒素0.3 mg/L以下※ 全リン0.03mg/L以下※
水産2種	全窒素0.6 mg/L以下、0.3 mg/Lを超える 全リン0.05mg/L以下、0.03mg/Lを超える
水産3種	全窒素1.0 mg/L以下、0.6 mg/Lを超える 全リン0.09mg/L以下、0.05mg/Lを超える
※全窒素0.2mg/L以下・全リン0.02mg/L以下の海域は、生物生産が陸域からの栄養塩類供給に依存する閉鎖性内湾では、生物生産性の低い海域であり、水産利用よりも自然探訪等の利用を優先させる海域。 ノリ・ワカメなどの海藻の生育には、無機態の窒素・リンが栄養として必要である。このため、海藻養殖については、無機態の窒素・リン濃度を水産用水基準として示した。また、海藻の栄養取込速度は、当該海域の潮流流速も影響するので、最低限必要な栄養塩濃度に幅を持たせて記述した。 「ノリ・ワカメ養殖に最低限必要な栄養塩濃度」 ノリ養殖 無機態窒素0.07～0.1mg/L（約5～7 μmol/L） 無機態リン0.007～0.014mg/L（約0.23～0.45 μmol/L） ワカメ養殖 無機態窒素0.028mg/L（約2 μmol/L）	
③溶存酸素（D0）	
海域では6mg/L以上であること。内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L(3mL/L)であること。	
④水素イオン濃度（pH）	
海域では7.8～8.4であること。生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。	
⑤懸濁物質（SS）	
人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。	
⑥着色	
光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。	
⑦水温	
水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。	
⑧大腸菌群	
大腸菌群数（MPN）が100mLあたり1,000以下であること。ただし、生食用カキを飼育するためには100mLあたり70以下であること。	
⑨油分	
水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。	
⑩有害物質	
有害物質の基準値は表 3.2.55～表 3.2.59に掲げる物質ごとに同表の基準値に掲げるとおりとする。	

注：1. ①有機物～⑤懸濁物質に関しては、海域に関する項目を抽出している。

2. 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。

3. 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。

4. 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部（1999）、水質汚濁調査指針（1980）、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）（1990）、環境測定分析法注解（1985））等を採用して差し支えない。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.55 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	—
シマジン	0.003	—
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注：1. 「検出されないこと」とは分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 「—」基準値が設定されていない。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.56 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L		分析方法
	淡水域	海域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102の53

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.57 要監視項目として定められている有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシシン銅	0.006	—
クロロタロニル	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	—
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロルボス	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ	検出されないこと	0.003
イプロベンホス	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	—
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注：「—」基準値が設定されていない。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.58 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値 pgTEQ/L		分析方法
	淡水域	海域	
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.59 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素（残留オキシダント）	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注：分析方法は公定法（JIS K0102）によることが望ましいが、表 3.2.54の注釈：4に示した分析方法を採用しても差し支えない。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

表 3.2.60 水産用水基準（底質）

①河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。
②海域では乾泥として COD _{OH} （アルカリ性法）は 20mg/g 乾泥以下、硫化物 0.2mg/g 乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1%以下であること。
③微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
④海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号）により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。
⑤ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

注：1. 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。

2. 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。

3. 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部（1999）、水質汚濁調査指針（1980）、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）（1990）、環境測定分析法注解（1985））等を採用して差し支えない。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）

(イ) 埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)で定める判断基準は、表 3.2.61 に示すとおりである。

表 3.2.61 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準

No.	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
3	カドミウム又はその化合物	0.03 mg/L以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/L以下
5	有機りん化合物	1 mg/L以下
6	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下
7	ひ素又はその化合物	0.1 mg/L以下
8	シアン化合物	1 mg/L以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
10	銅又はその化合物	3 mg/L以下
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/L以下
12	ふつ化物	15 mg/L以下
13	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
15	バリリウム又はその化合物	2.5 mg/L以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/L以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L以下
19	廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	40 mg/kg以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
22	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
23	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
28	チウラム	0.06 mg/L以下
29	シマジン	0.03 mg/L以下
30	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
31	ベンゼン	0.1 mg/L以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/L以下
33	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

注：1. この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2. 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「昭和48年2月17日総理府令第6号（最終改正 令和7年3月3日環境省令第8号）」

4) 自然環境法令等による指定状況及び環境保全に関する施策等

(ア) 自然環境保全地域

関係 3 市には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号)に基づき環境大臣が指定する自然環境保全地域はない。また、「沖縄県自然環境保全条例」(昭和 48 年 7 月 23 日沖縄県条例第 54 号)に基づき県知事が指定する沖縄県自然環境保全地域の指定地域もない。

(イ) 自然公園

関係 3 市には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)に基づき指定された自然公園地域はない。

(ウ) 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護を図る目的で環境大臣あるいは県知事により指定される。

関係 3 市における鳥獣保護区等の指定状況は表 3.2.62 に、鳥獣保護区等の位置は図 3.2.19 に示すとおりである。関係 3 市では、那覇市末吉に特別保護地区が設置されており、身近な鳥獣生息地となっている。

表 3.2.62 鳥獣保護区等の指定状況

<鳥獣保護区>

種別	名称	ha	期限
身近な鳥獣生息地	末吉	19	令和 8 年 9 月 25 日
集団渡来地	漫湖 (国指定)	174	令和 9 年 10 月 31 日

<特別保護区>

種別	名称	ha	期限
身近な鳥獣生息地	末吉	19	令和 8 年 9 月 25 日
集団渡来地	漫湖 (国指定)	58	令和 9 年 10 月 31 日

出典:「鳥獣保護区の指定状況 (令和 6 年 11 月 1 日現在)」(沖縄県環境部自然保護課)



出典：「令和7年度沖縄県鳥獣保護区等位置図」（令和7年10月、沖縄県環境部自然保護課）

図 3.2.19 鳥獣保護区等の位置

(エ) 自然環境の保全に関する指針

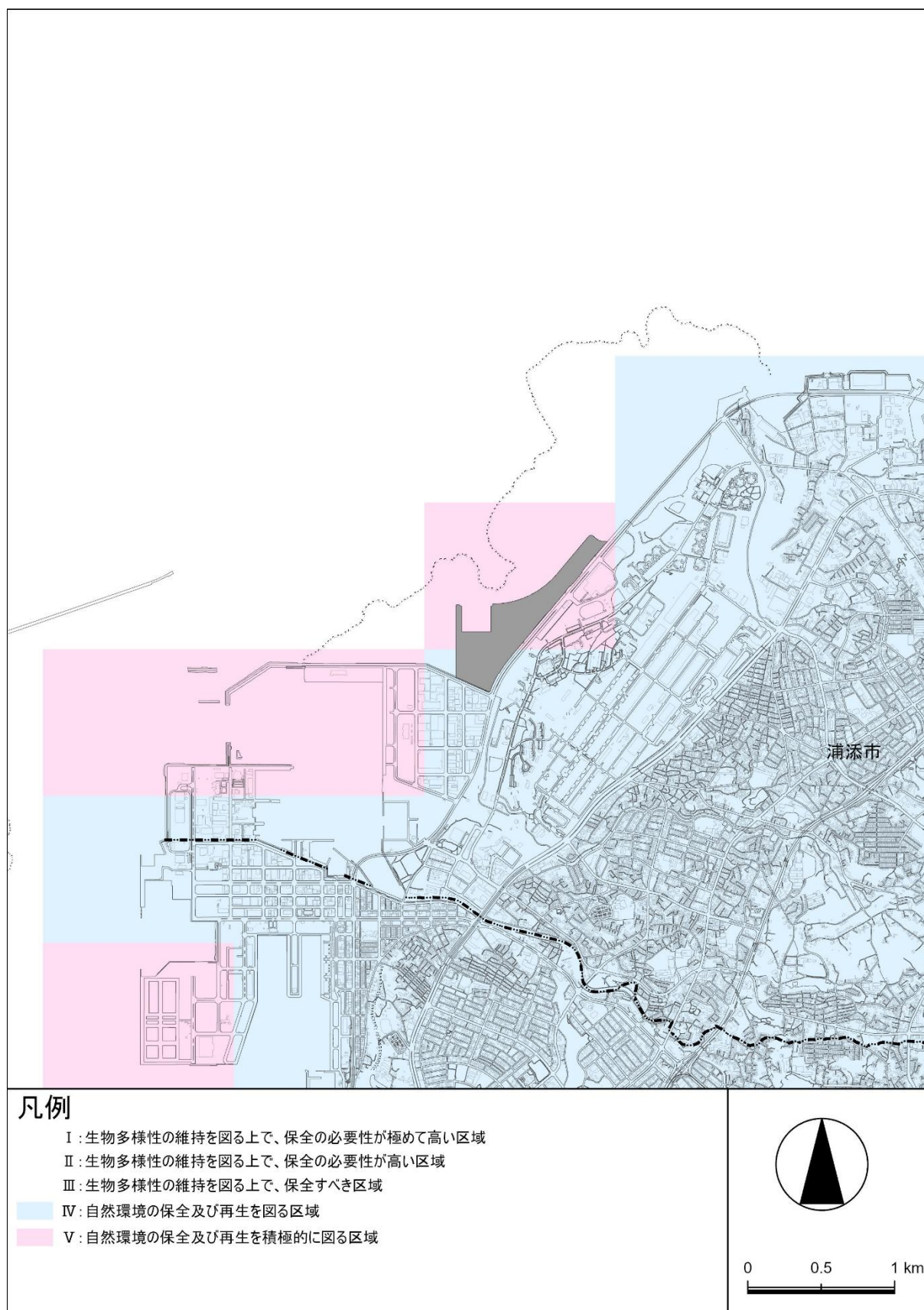
沖縄県における生物多様性の高さを維持するために、保全と利用の両立を図ることを目的に、「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」が策定されており、表 3.2.63 に示す評価ランクが設定されている。

埋立事業実施区域及びその周辺について、海域はカテゴリ：Ⅲ（生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域）、陸域はカテゴリ：Ⅳ（自然環境の保全及び再生を図る区域）及びⅤ（自然環境の保全及び再生を積極的に図る区域）となっている。

表 3.2.63 生物多様性保全利用指針 OKINAWA のカテゴリ

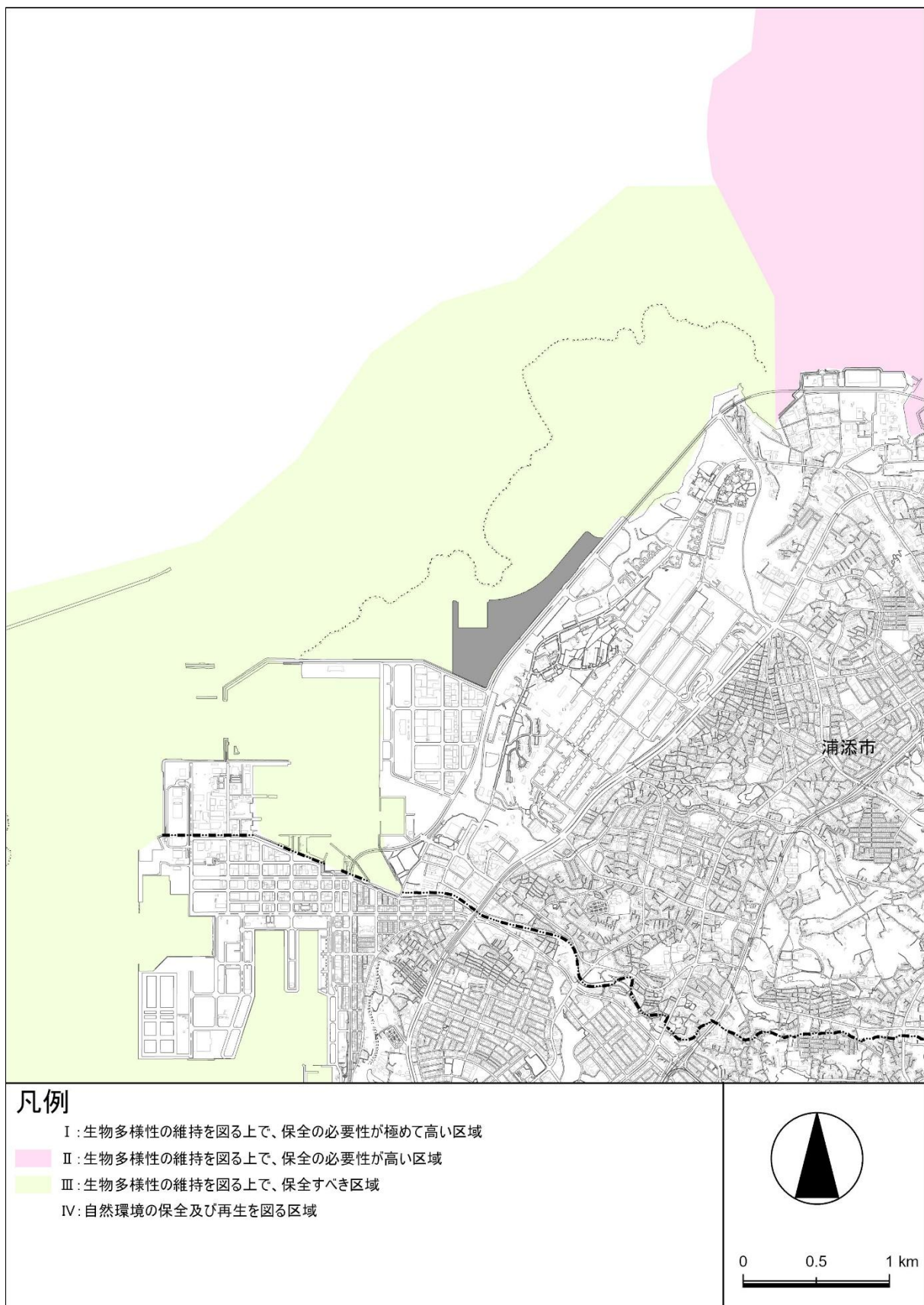
【陸域】	
I	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が極めて高い区域
II	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が高い区域
III	生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域
IV	自然環境の保全及び再生を図る区域
V	自然環境の保全及び再生を積極的に図る区域
【海域】	
I	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が極めて高い区域
II	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が高い区域
III	生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域
IV	自然環境の保全及び再生を図る区域

出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和4年版）より、沖縄県環境部自然保護課



出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和4年版）より、沖縄県環境部自然保護課

図 3.2.20 陸域における評価ランク区域



出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和4年版）より、沖縄県環境部自然保護課

図 3.2.21 海域における評価ランク区域

(オ) 浦添市環境基本条例

浦添市における自然環境を保全する施策の1つとして「浦添市環境基本条例」(平成23年6月29日条例第15号)が策定されており、表3.2.64に示すとおり、基本理念が示されている。

表 3.2.64 「浦添市環境基本条例」の基本理念

・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
・自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
・良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
・先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
・全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

(カ) 第2期浦添市環境基本計画

浦添市環境基本条例第10条第1項の規定に基づき、平成25年度に第1期となる「浦添市環境基本計画」が策定され、第1期計画の計画期間の満了に伴い、令和2年3月に新しい「第2期浦添市環境基本計画」が策定された。

事業分野ごとの主な行動指針が掲載されており、建設業における行動指針は、表3.2.65に示すとおりである。

表 3.2.65 建設業の主な行動指針

生物多様性	・樹林地等の保全に配慮し、動植物の生育・生息環境への影響を最小限にとどめるよう努める。 ・環境に配慮した工法を積極的に採用するよう努める。
大気・悪臭	・建設機械や工事用車両による大気汚染等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
水質・土壌	・開発時に赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。
騒音・振動	・建設機械や工事用車両による騒音、振動等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
化学物質	・シックハウスの原因となる化学物質を多く含むものは使用しないよう努める。
快適な都市環境	・大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。
資源の有効利用	・建設廃材や残土は、減量化、再利用、適正処理に努める。
グリーン購入	・建設資材は、再生品や再利用可能な物を使用するよう努める。

出典：「第2期浦添市環境基本計画」(令和2年3月、浦添市)

(キ) 浦添市景観まちづくり計画

浦添市は、平成 18 年に景観行政団体となり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定、令和 4 年 4 月に改定している。本計画においては、地先公有水面を含む市全域を景観計画区域として景観まちづくりの推進に取り組んでおり、「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」が重点・優先エリアとして位置付けられている。

西海岸及び港川周辺における留意点は、表 3.2.66 に示すとおりである。

表 3.2.66 西海岸及び港川周辺における留意点

○地域の財産であるカーミージー等の自然海浜を守り・活かす。 ・シンボルであるカーミージーや自然海岸を保全する。 ・水際や海域の生物と生育環境をできるだけ保全する。 ・海への眺望や自然海浜、生育環境に配慮した道路・橋梁・護岸等の工法を工夫する。 ・カーミージー等のアクセス路を確保する。・・・など ○海を感じさせ、楽しめるウォーターフロントを形成する。 ・地域主体の継続的な活動の場や新たな市民の憩いの場となるような環境整備に努める。 (海への眺望又はサンセットを活かした眺望スポットの創出、緑豊かな広場の確保、イベント・レクリエーションの場等) ・国道 58 号からウォーターフロント等へ人々を円滑に導くアクセス道路や歩行者軸の景観を工夫する。 (海への視線・見通し、街路樹等)・・・など ○西海岸の先導的なモデルとなるよう、総合的・計画的に展開する。 ・本市の顔となるシンボルロード（県道浦添西原線）のつながりとゲート性の創出。（市内の高台等からみえる都市機能用地等での新たなシンボルの形成、アイストップ、ランドマーク、開放性のあるグラントレベル、高度利用化）など ○ふれあえる河川環境を回復する・創出する。 ・河川の水質を改善する。 ・市域を超える上流域の連携を強化する。 ・親水性やせせらぎ等に配慮した水辺にふれあえる工法を取り入れる。 ・環境に配慮した水辺の散策路でつないでいくような工夫をする。（透水性舗装、緑陰、香り等）・・・など ○地域住民と協働、関係機関との連携を強化する。 ・参加型で計画立案し推進する／土地の記憶を残す。・・・など
--

出典：「浦添市景観まちづくり計画」（令和 4 年 4 月、浦添市都市建設部美らまち推進課）

(ク) 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例

浦添市西海岸の里浜の保全及び活用促進のための条例として「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」（平成 29 年 12 月 20 日条例第 30 号）が策定されており、表 3.2.67 に示すとおり、基本理念が示されている。

表 3.2.67 「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」の基本理念

(1)	生物多様性及び自然の循環に着目し、里浜の貴重な自然環境の保全及び回復を図ること。
(2)	市民参加を主体とした里浜の歴史及び文化の学習及び伝承の場として活用すること。
(3)	里浜を防災意識向上及び憩いの場として活用し、都市の生活環境の保全及び回復を図ること。
(4)	里浜における環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいを確保すること。
(5)	市及び市民等との協働による里浜づくりの推進を図ること。
(6)	里浜づくりの活動と理念を持続させるため、環境教育及び環境学習を通して人材育成を図ること。

5) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

(ア) 史跡・名勝及び天然記念物

「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物は、沖縄県教育庁文化財課がとりまとめた「令和 7 年度版 文化財課要覧」に整理されている。関係 3 市における史跡・名勝及び天然記念物は表 3.2.68、史跡・名勝・天然記念物の位置は図 3.2.22 に示すとおりであり、国指定の史跡・名勝及び天然記念物が 17 件、県指定の史跡・名勝及び天然記念物が 13 件、市指定の史跡・名勝及び天然記念物が 54 件である。

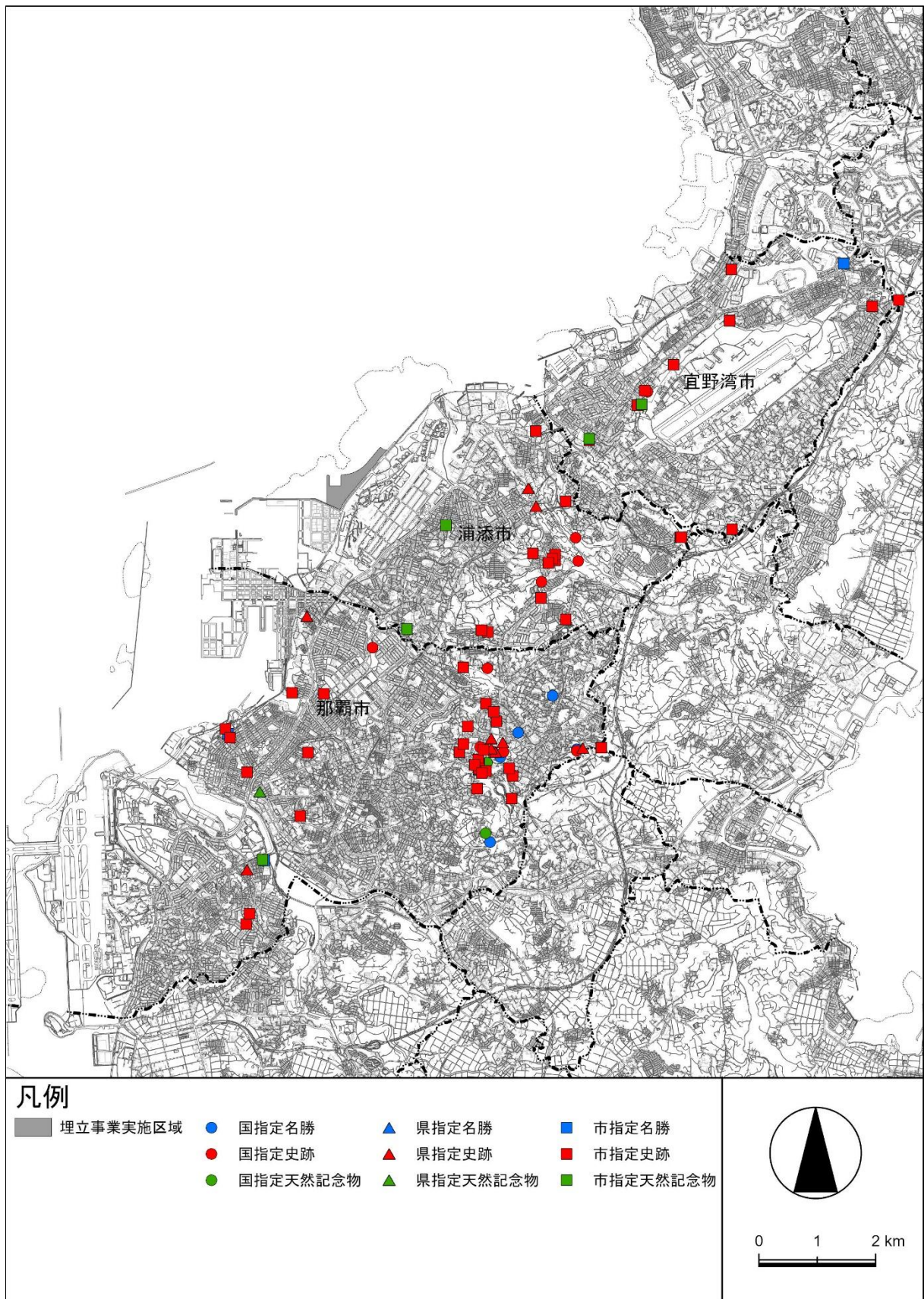
表 3.2.68 史跡・名勝及び天然記念物

単位：件

指定	種別	浦添市	那覇市	宜野湾市	合計
国指定	史跡	2	6	1	9
	特別名勝	－	1	－	1
	名勝	1	4	－	5
	天然記念物	－	2	－	2
	小計	3	13	1	17
沖縄県指定	史跡	2	8	－	10
	名勝	－	1	1	2
	天然記念物	－	1	－	1
	小計	2	10	1	13
市指定	建造物	－	1	－	1
	史跡	10	27	9	46
	史跡・名勝	－	1	－	1
	名勝	－	－	1	1
	名勝・天然記念物(植物)	－	1	－	1
	天然記念物(動物)	－	－	1	1
	天然記念物(植物)	2	－	1	3
	小計	12	30	12	54
合計		17	53	14	84

注：令和 7 年 5 月 1 日現在

出典：「令和 7 年度版 文化財課要覧」（沖縄県教育庁文化財課）



出典：「令和 7 年度版 文化財課要覧」（沖縄県教育庁文化財課）

図 3.2.22 史跡・名勝・天然記念物の位置

(イ) 埋蔵文化財包蔵地

関係 3 市における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地は表 3. 2. 69、埋蔵文化財包蔵地の位置は図 3. 2. 23 に示すとおりであり、計 395 件が指定されている。

表 3. 2. 69 埋蔵文化財包蔵地

単位：件

市	埋蔵文化財包蔵地
浦添市	75
那覇市	130
宜野湾市	190
合計	395

出典：「沖縄県地図情報システム 土地利用規制現況図（R5）」（沖縄県 企画部 情報基盤整備課）



出典：「沖縄県地図情報システム 土地利用規制現況図（R5）」（沖縄県 企画部 情報基盤整備課）

図 3.2.23 埋蔵文化財包蔵地の位置

(10) その他の事項

1) 公害の苦情処理件数

関係 3 市の公害苦情件数は、表 3.2.70 に示すとおりであり、いずれも騒音及び悪臭に係る苦情が多くなっている。

表 3.2.70 公害苦情件数

種類		苦情件数		
		浦添市	那覇市	宜野湾市
典型 7 公害	大気汚染	2	10	0
	水質汚濁	1	3	0
	土壌汚染	1	0	0
	騒音	22	80	10
	振動	1	2	1
	地盤沈下	0	0	0
	悪臭	11	26	6
	小計	38	121	17
典型 7 公害以外の公害		10	2	0
総計		48	123	17

注：令和6年度現在

出典：「令和 7 年度版 沖縄県環境白書」（令和 8 年 3 月、沖縄県環境部環境政策課）

3.2.2 自然的状況

(1) 大気環境

1) 大気質の状況

(ア) 文献その他の資料調査

ア) 大気測定局の設置状況

沖縄県により、大気汚染を未然に防止し県民の健康保護を図るため、大気汚染常時監視観測局（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局）が設置され、常時監視測定が実施されている。

大気汚染常時監視測定局の設置状況は表 3.2.71 に、大気測定局、気象台位置は、図 3.2.24 に示すとおりである。

なお、各測定局における大気汚染物質の測定結果は「ウ）大気質の状況」の項に示すとおりである。

表 3.2.71 大気汚染常時監視測定局の設置状況

区分	測定局名称	市町村	設置場所	測定項目						開局年度
				二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
一般環境大気測定局	那覇	那覇市	那覇市保健所	○	○	○	○	○	○	平成9年度
自動車排出ガス測定局	牧港	浦添市	(株)琉薬		○	○				平成2年度
	松尾	那覇市	琉銀松尾支店		○		○			平成9年度

注：1. 那覇局及び松尾局は平成25年4月から那覇市が管理している。

2. 一般環境大気測定局の那覇における一酸化炭素の測定は、令和4年度報告以降は行われていない。

出典：「環境白書 令和元年～令和6年度報告」（沖縄県）

イ) 気象の状況

気象是那覇観測所及び浦添ふ頭地区（風向・風速のみ）で観測されており、気象台及び大気測定局の位置は図 3.2.24 に示すとおりである。